

役員選出に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、会長、副会長、総務部長、会計部長、女性部長、福祉部長、防犯防災部長を選出する方法について定める。

(役員を選出)

第2条 この会の会長、副会長、総務部長、会計部長、女性部長、福祉部長、防犯防災部長、及び会計監査は、役員会で適任者を選出し、班長会議に報告するとともに、総会に推薦する。なお、総務部長については、副会長の中から1名を選出・推薦する。

2 前項の役員会で適任者を推薦できない場合は、各ブロックの当番制により適任者を選出する。

(ブロックの編成)

第3条 この会を、次の7つのブロックに編成する。

- ① 第1ブロック……第1・2・3・13班
- ② 第2ブロック……第4・5・6班
- ③ 第3ブロック……第7・8・9班
- ④ 第4ブロック……第10・11・12班
- ⑤ 第5ブロック……第14・15・16・17・18班（パシフィックヒルズ新札幌）
- ⑥ 第6ブロック……第19・20班（エクセルシオール青葉公園）
- ⑦ 第7ブロック……第21・22・23班（青葉公園シティハウス）
- ⑧ 第8ブロック……第24班

(当番制)

第4条 当番順は、現に会長、副会長、総務部長、会計部長、女性部長、福祉部長、防犯防災部長が属するブロックを基準に、各役職ごとにそれぞれ順送りとする。

(選出の方法)

第5条 各ブロックは、ブロック毎に選考委員会を設置し、それぞれ順送りとなった役職の役員の適任者を選出する。

2 各ブロックの選考委員会は、ブロック内各班の班長及び次期班長内定者をもって構成するほか、ブロック内の適任者が加わることができる。

3 各ブロックの選考委員会は、選考の結果について役員選出を必要とする総会の2か月前までに会長に報告するものとし、会長はこれを総会に諮り承認を求める。

(付則)

第6条 この細則は、昭和60年4月15日から施行する。

この会則は平成17年4月10日から施行する。(一部改正)

この会則は平成24年4月8日から施行する。(一部改正)

この細則は、2019年4月13日から施行する。(一部改正)